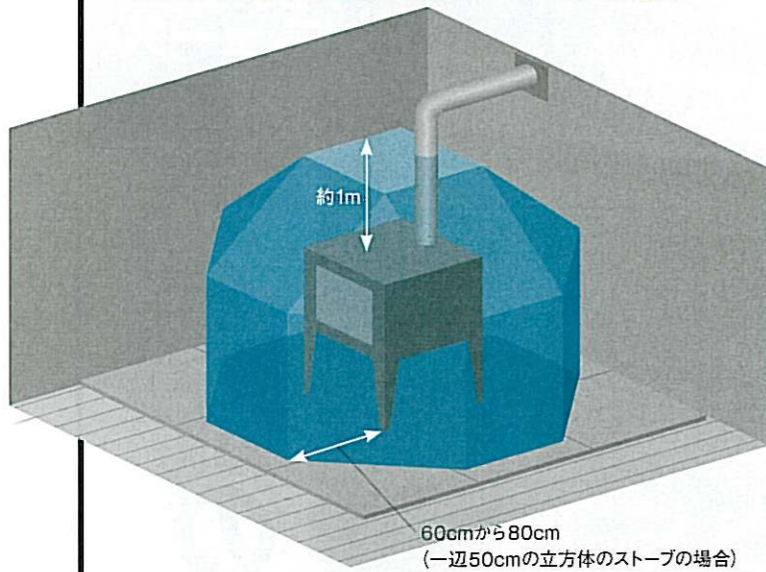


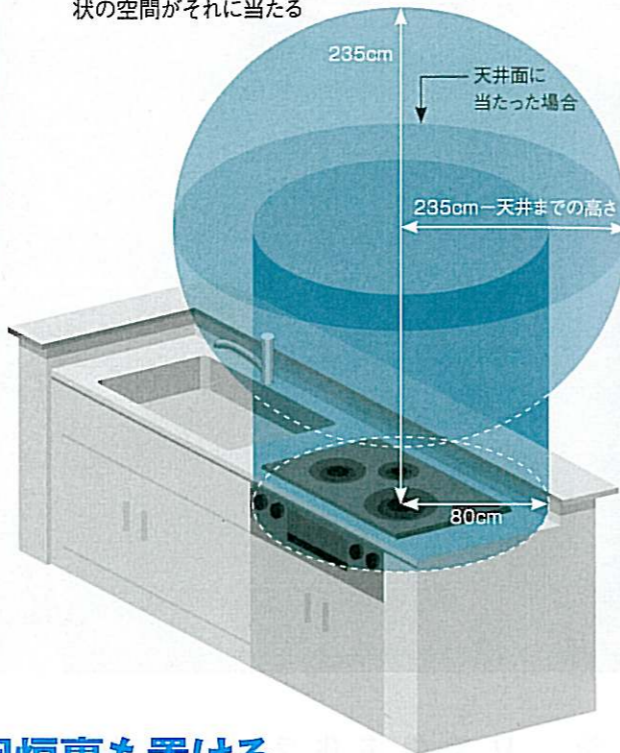
●リビングのストーブも可能



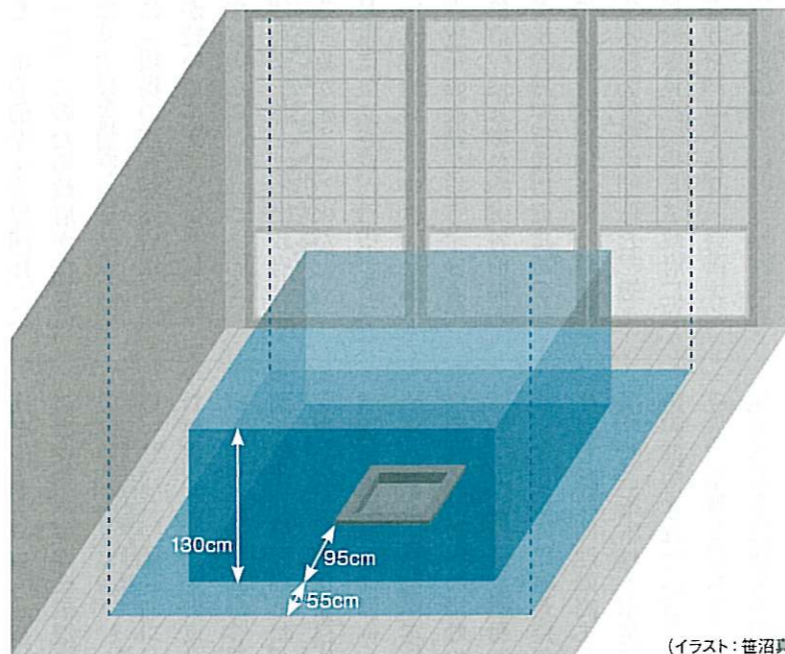
薪ストーブの例。特定不燃材料が必要な範囲は、ストーブの形状や寸法によって異なる。図では、仮にストーブ本体を一辺50cmの立方体として計算した。ストーブ上面から高さ約1m、側面から水平距離60～80cmの範囲に沿った、ドーム状の部分が規制範囲となる

●キッチンは大規模緩和

ガスコンロの例。バーナー位置から半径80cm、高さ235cmの範囲内が、特定不燃材料などを求められる。天井位置がバーナーから235cmに満たない場合、235cmから天井までの高さを引いた数値を半径とした球状の空間がそれに当たる



●和室に囲炉裏も置ける



(イラスト: 笹沼真人)

囲炉裏の場合、制限範囲は二段階。まず囲炉裏から高さ130cm、水平距離95cmの範囲が特定不燃材料の範囲。さらに囲炉裏から高さ290cm、水平距離150cmの範囲が難燃材料または木材で仕上げる範囲。そこから先は制限を受けない。広い和室の中央に囲炉裏を設置するなら、天井・壁の素材は問われない可能性が高くなる

要するに

- 「火気使用室」の内装制限が緩和された
- 火の気の周囲のみ特定不燃材料などとするのではなく、それ以外は難燃材料または木材でも仕上げられる
- 緩和規定が利用できるのは5月1日から

●従来の内装制限

- 火を用いる設備のある「火気使用室」は、火災発生の危険性が特に高い部屋なので、利用者が避難するまでの安全性確保、建物全体への延焼防止のため、火気使用室は天井・壁を「準不燃材料」とする



●規制緩和の内容

- 戸建て住宅に限定
戸建て住宅は不特定多数の避難が想定される用途・規模の建物などではないため、従来からの規制を緩和する。ただし、戸建て住宅でも、店舗併用住宅など非住宅部分が広がったり、「無窓居室」があったりする場合は適用外
- 加熱状況が把握できる設備が対象
コンロ、固定式ストーブ、壁付暖炉、囲炉裏の技術基準を公開。別荘建築などで実績のある設備を追認した形に

デザインの自由度増す

この告示25号が新たに技術基準

これまで木造住宅の内装仕上げの幅を狭めていた、「内装制限」が緩和された。国土交通省が4月1日付で施行した告示25号によるもの。1カ月の猶予期間を経て、5月から緩和規定を「使える」ようになる。

これまで火を使う「火気使用設備」がある部屋は、すべて「火気使用室」とみなされ、天井や壁には準不燃材料以上の性能を持つ材料を使う必要があった。

今回の緩和は、戸建て住宅に限って、この定めを緩和したものだ。「火気使用設備」周辺とそれ以外の部分の着火リスクを再考した結果、「火気使用室」のすべての天井・壁を制限する必要はないとして改めた。

を定めたのは、調理用コンロ、ストーブ、暖炉、囲炉裏の4つだ。これらの設備のある「火気使用室」は、「火気使用設備」の周辺で、今回規定された範囲を特定不燃材料などで仕上げれば、それ以外は基本的に難燃材料または木材などで仕上げられるようになった。特に影響が大きいのは、キッチンの内装デザインだろう。

最近人気の薪ストーブも、これまでは新築の際にリビングへ設置すると、リビング全体に準不燃材料を使う必要があった。囲炉裏もそうだった。和室に設置しようとしても、従来は内装制限から逃れられなかった。

代表的な利用シーンについて、今回の規制緩和の概要を左ページにまとめた。詳細は国交省のホームページに掲載している。

(池谷和浩 // フリーライター)